

# ドーピング まめちしき!

嶋元医院 院長 嶋元 徹  
ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

Vol.25

## 2017年禁止表等の変更点

毎年1月1日から禁止表等が最新のものに更新されます。

2016年度の禁止表等は使用できませんのでご注意ください。2017年度も各種変更がありましたので、JADA ホームページを参照し、しっかり確認しましょう。今回は、変更点の中から皆さんに特に注意して頂きたいことをピックアップして紹介します。

冬場はインフルエンザを含め、風邪のシーズンですね。「ちょっと喉が痛い」「咳が出る」などの症状があるときに、のど飴を舐めたことのある選手も多いと思います。でもちょっと待ってください！ちゃんと成分等を調べて口にしましたか？

2017年度の禁止表では、S3：ベータ2作用薬の中の非選択性ベータ2作用薬の例として、新たにHigenamine（ヒゲナミン）が記載されました。この物質は新しく指定されたものではなく、従来から禁止薬として指定されていたものです。今回、特に例として上がった背景には、これが含まれた市販のサプリメントや食品、漢方薬を多くの選手が無意識に購入し、摂取してしまう可能性が高いため注意喚起だと思います。ヒゲナミンはNorococlaurine（ノルコクラウリン）、Demethylcoclaurine（デメチルコクラウリン）、Tinospora crispa（イボツツラフジ）、附子、丁子、細辛、南天実、呉茱萸などの生薬に含まれています。

先ほどの話に戻りますと、咳に有効とPRされているのど飴には明らかにヒゲナミンの効果を謳ったものがあります。まさか、のど飴でドーピング違反とはあまり考えないですね。また、のど飴にはヒゲナミン以外に禁止物質である漢方成分が含まれたものも数多くあります。特に「医薬品」と表示のあるものに関しては十分注意をして口にするようにしましょう。

選手が使ったり食べたりする物はすべて選手の自己責任が原則です。昨年10月にはパッケージに禁止物質の含有が表示され、注意喚起もされている塗り薬を使用し、ドーピング違反に問われた選手もいました。ナショナルチームのドクターが選手に渡したようですが、責任は選手本人にあります。

自分自身でしっかり成分を調べ、絶対安全なものだけを使用することを徹底してください。

